

制定 2014.6.12

役員等の報酬等及び費用に関する規則

第1条 この規則は、公益財団法人国際高等研究所（以下、「本研究所」という。）の定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規則において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本研究所を主たる勤務場所とし、かつ、週4日以上本研究所の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給及び額の決定）

第3条 理事及び監事には、別表1に基づき、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、評議員会に出席した場合に限り、定款第13条に定める額を上限として、別表2による報酬等を支給する。
- 3 別表1に従って支給する各理事の報酬等は、別表1の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定し、各監事の報酬等は、評議員会において決定する。
- 4 業績の悪化等緊急に必要な場合は、理事長は理事会の決議を得て理事の報酬等について削減することができる。

（理事の報酬の支給）

第4条 理事の報酬等の支給については、当該理事の年俸額に12分の1を乗じた額を月額相当額として、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当るときは順次繰り上げる。

- 2 報酬等より控除するものは、税法、社会保険によるもののほか前払金、立替金等とする。
- 3 就任又は退任が月途中の場合には、報酬等月額相当額は日割りで計算する。
- 4 理事が他の法人からの出向者の場合には、出向元と締結した出向協定によるものとする。

(費用)

第5条 本研究所は、役員等がその職務の遂行に当って負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(退職手当)

第6条 役員等には退職手当は支給しない。

(公表)

第7条 本研究所は、この規則をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。